

平成30年度事業計画

(一社) 全国トマト工業会

平成27年4月に「食品表示基準」が施行され3年が経過し、経過措置期間は残り2年(2020年3月末まで)となった。さらに、昨年9月には、あらたな加工食品の原料原産地表示制度が施行され、今後4年以内(2022年3月末まで)に新制度による表示が必要となる。

また、日EU・EPAの大枠合意やTPP11の大筋合意など、自由貿易はさらに進展していくものと思われるが、各種動向については、継続的に注視していく必要がある。

このような状況下、当工業会は、各種問題に迅速且つ的確に対応するとともに、国内産原料生トマトの確保、TQ制度の維持を強力に推進し、業界の発展を期するため、前年度に引き続き自由化対策等を中心に次の事業を実施する。

1. 輸入自由化対策事業

(1) 加工用トマト産地育成事業(メーカー別、県別助成事業)

加工用トマトの産地の維持、拡大を推進するため、事業実施主体の農協等に対し助成する。

(2) 加工用トマト生産農家育成事業

①生産農家維持拡大事業

加工用トマトの栽培面積50a以上(3年以内で50a以上を目指すものを含む。)を一体のものとして、栽培管理・収穫する経営体において生産振興のための労働力確保の仕組みづくり、栽培機械・施設等の導入による産地の整備強化を行う次の事業に対し助成する。

ア. 新規農家育成事業

イ. 労働力確保対策事業

②省力化栽培推進事業

加工用トマトの生産コスト低減及び生産振興を目的とし、省力化栽培による規模拡大を推進するため、生産者等に対し栽培技術、増収対策等の技術セミナーを開催し、農家への普及・定着を推進する。

また、北海道における加工用トマトの生産拡大の具体策として、北海道立総合研究機構に対し、加工用トマトの品種特性試験の委託を行う。

(3) トマトピューレー及びトマトペーストの関税割当について

引き続き本年度も関税割当に対応する。

2. 情報提供等事業

Eメールやホームページ等から関係情報の提供を迅速に行い、業界の円滑な運営及び啓発普及の推進を図る。併せてテレビ・新聞等の媒体に対し積極的に情報提供を行い、トマト加工品の一層の普及啓蒙を推進する。

3. 消費対策事業

消費者団体等と連携し勉強会等を積極的に開催、トマト加工品の普及啓蒙を図る。また、本年度は“産経子どもニュース「育て！子どもたち」”に協賛し、全国の小・中学校を対象に、トマト加工品についての情報媒体（掲示物）の配信を行う。

4. 技術対策事業

- (1) HACCPの制度化など、食品衛生規制等の見直しに関わる諸問題について、技術委員会を中心に対応する。
- (2) 加工食品の原料原産地表示制度を含む新たな食品表示基準への完全移行に向け、会員企業に対し積極的に情報提供を行う。
- (3) トマトジュース類のHACCPについては、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度における「清涼飲料水」として政令指定を受け、清涼飲料6団体（全国トマト工業会、全国清涼飲料連合会、日本果汁協会、日本清涼飲料検査協会、日本ミネラルウォーター協会、日本コーヒー飲料協会）（事務局 全国清涼飲料連合会）で引き続き対応する。併せてHACCP支援法についても合同で対応する。
- (4) トマト加工品等の国際規格について対応する。
- (5) 食品衛生問題等について関係機関と連携し対応する。
- (6) JAS法の改正について、関係機関と連携し対応する。

5. 原材料対策事業

- (1) EPA（経済連携協定）に基づく、関税割当（チリ枠）について対応する。
- (2) WPTC（世界加工トマト評議会）において、国際的共通問題について対応する。
- (3) TPP、WTO、EPA問題等について関係機関と連携し対応する。
- (4) 国内外の原材料情報の提供を行う。

6. その他

- (1) 会員企業に対する経営及び技術向上等のため、国内外の視察・研修等を行う。
- (2) 税制・公害問題等について、関係機関と連携し対応する。
- (3) 空缶等食品の散乱防止対策及び容器包装リサイクル問題等について、公益社団法人食品容器環境美化協会を通じて対応する。
- (4) 関係業界と連携し、様々な情報交換を行う。
- (5) その他必要に応じ各種事業を行う。

以上